

小平市第四期地域保健福祉計画の中間見直しの基本方針について

1 計画見直しの背景

本市では、地域福祉を総合的に推進するため、「小平市第四期地域保健福祉計画・小平市第三期福祉のまちづくり推進計画」（平成30年度～令和8年度・9年間）を策定しており、福祉関係の制度改正等の国や東京都の動向や社会環境の変化等に対応するため、計画の中間年である令和4年度に、必要に応じて見直しや新たな取組の検討を行うこととしている。

近年の超高齢化社会の到来により増加する認知症高齢者や、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、地域社会での喫緊の課題となっている。しかしながら、この課題の解決策の一つである成年後見制度は十分に利用されていない状況である。このことを踏まえて、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が平成28年に公布・施行され、その中で各区市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な事項を市町村計画に定めるよう努めることとされた。

また、令和3年4月に改正社会福祉法が施行され、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされた。

本市においては、「小平市成年後見制度利用促進計画」を令和4年度における中間見直し時に「小平市第四期地域保健福祉計画」に包含策定することで、一体的に施策の推進を行うとともに、改正社会福祉法を踏まえ新たな取組の検討を行うこととする。

2 計画の位置づけ

本計画の法定上の位置づけは、次のとおりである。

(1) 小平市第四期地域保健福祉計画

社会福祉法第107条に定める「市町村地域福祉計画」に該当する、地域福祉を推進するための基本となる計画である。

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、成年後見制度利用促進計画については、地域保健福祉計画に包含し一体的に策定することで、施策の推進を図る。

(2) 小平市第三期福祉のまちづくり推進計画

小平市福祉のまちづくり条例第8条に基づく、福祉のまちづくりを進める上で基本となる計画である。

(3) その他

計画見直しに当たっては、上位計画の「小平市第四次長期総合計画」及び、「小平市地域包括ケア推進計画（小平市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）」、「小平市障がい者福祉計画、第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画」、「第二期小平市子ども・子育て支援事業計画」等の個別計画と整合性を図るものとする。

3 計画見直し対象期間

小平市第四期地域保健福祉計画策定時に定めた計画期間のうち、令和5年度から令和8年度までの4年間とする。

4 計画見直し体制

(1) 小平市福祉のまちづくり推進協議会

小平市福祉のまちづくり条例第12条に基づく小平市福祉のまちづくり推進協議会（以下、「協議会」という。）において、計画見直し案について調査及び審議を行う。

(2) 市民からの意見・要望等の収集

計画見直しに当たっては、(1)による公募市民の参加のほか、素案の段階において、市民意見公募手続（パブリックコメント手続）及び市民懇談会を実施し、広く市民の意見等を収集する。

(3) 庁内体制の確保

関係する部局の連携を図り、内容等の検討を行う「小平市地域保健福祉計画見直し調整会議」を設置する。

5 留意事項

(1) 市議会への報告

計画見直しに当たっては、本基本方針の決定及び市民意見公募手続（パブリックコメント手続）の実施の際等、適宜、市議会へ報告を行う。

(2) 情報の公開

協議会は公開とし、会議の要旨及び会議資料等については、終了後速やかに市ホームページ等により公表する。

6 計画の中間見直しスケジュール概要（案）

	福祉のまちづくり推進協議会、 市民参加等	事務局・所管課
令和3年5月		計画の中間見直し基本方針の決定
6月	協議会市民委員公募 (市報・市ホームページ掲載)	各団体へ委員推薦依頼送付
7月	協議会公募委員選考審査会	
9月	推進協議会①	調整会議①
令和4年1月	推進協議会②	調整会議②
令和4年5月	推進協議会①	調整会議①
7月	推進協議会②	調整会議②
10月	推進協議会③	調整会議③
11月	パブリックコメントの実施 市民懇談会	
令和5年1月	推進協議会④	調整会議④
3月		計画策定、計画書の印刷・製本

※スケジュールについては、進捗状況により変更の可能性あり。